



平成 27 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク  
代表者名 取締役社長 斎藤 英男  
(コード番号 3946 東証1部)  
問合せ先 常務取締役 内野 貢  
TEL (03) 3213-6811

### 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 10 日開催の取締役会において「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本ガイドライン制定の理由

本ガイドラインは、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、上場会社に適用されている「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、株主をはじめとするステークホルダーとの協働により社会的責任を果たすとともに透明性、公正性が高く迅速で効率の良い経営を行うことを目的として制定するものであります。

#### 2. 本ガイドラインの概要

- ① 基本的な考え方
- ② コーポレートガバナンスの体制
- ③ 取締役会
- ④ 監査役会
- ⑤ 取締役の諮問委員会
- ⑥ 社外役員
- ⑦ 役員報酬等
- ⑧ 株主との建設的な対話に関する方針

当社グループは、引き続きすべてのステークホルダーに評価されるべく、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

以上

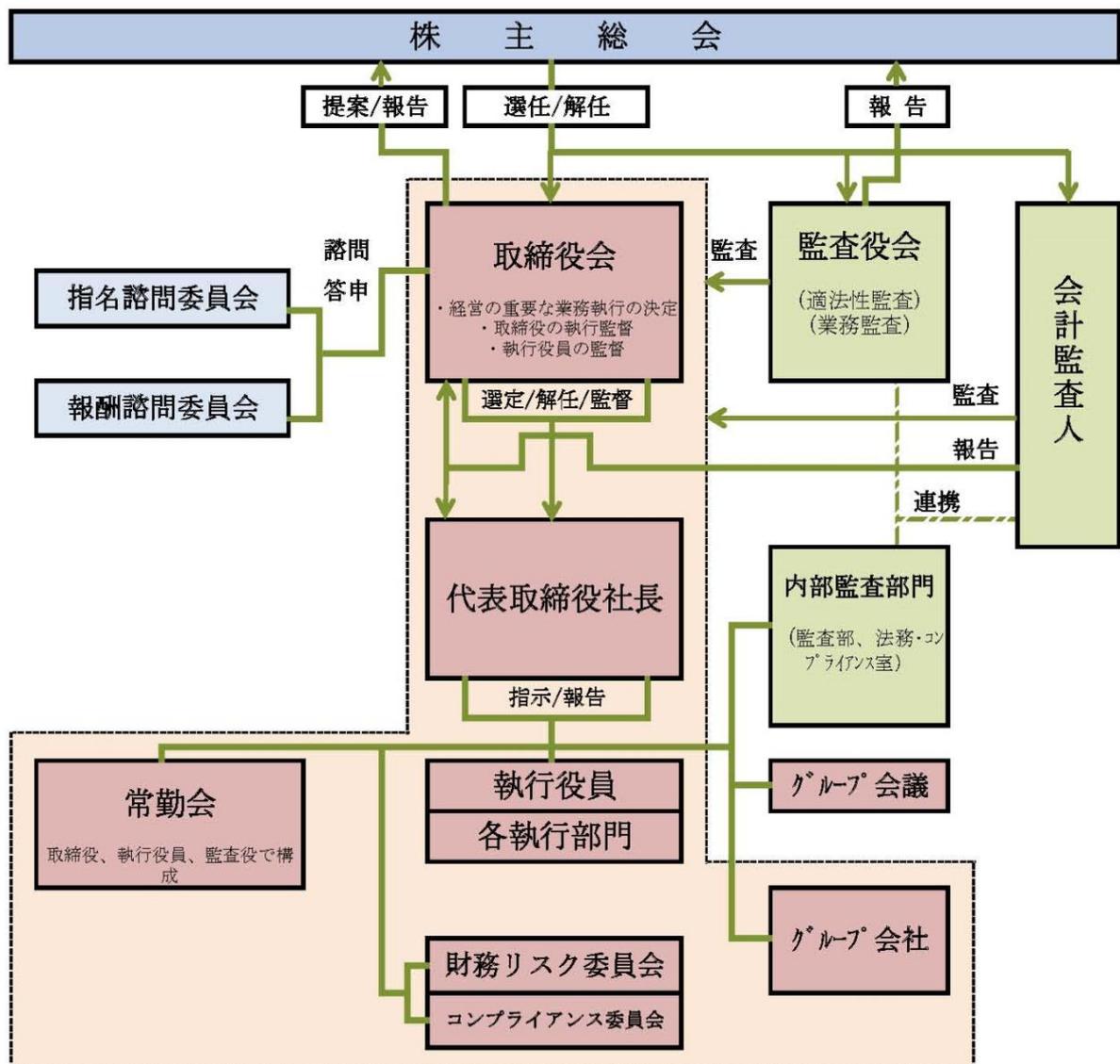
## コーポレートガバナンス・ガイドライン

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営体制と内部統制システムを整備・運用し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、企業価値の永続的な増大をめざしています。また「包む」を基本コンセプトに独立自尊と積極進取の気概を持って、透明性、公正性が高く迅速で効率の良い経営を実現することが、コーポレートガバナンスに関する取組みの基本的な考え方です。

### 2. コーポレートガバナンスの体制

- ・当社は、会社の経営理念で示された方向性に従い、取締役会において経営の重要な意思決定などのほか重要な業務執行の決定を行うとともに各取締役の業務執行や執行役員の職務の執行を監督します。
- ・当社は、監査役制度を採用しています。監査役会は取締役の業務執行状況等の監査を実施し、ステークホルダーからの信頼に応える企業統治体制の構築に努めています。
- ・取締役等の選任や役員報酬の水準の妥当性や透明性を確保するために社外役員を中心とした諮問委員会を設置しています。



### 3. 取締役会

- ・取締役会は、法令・定款等に定められた事項並びに当社及びグループ会社の重要事項等を決定します。
- ・取締役会は、グループの経営戦略、中期経営計画を策定し、重要な意思決定と業務執行の監督を行うため、多様な視点や高度のスキルを持って、高い独立性を有する社外取締役を含めて構成し、経営の透明性、健全性を確保しています。
- ・取締役会は、適切なリスクテイクを支える環境を整備し、迅速・果断な業務執行を支援しております。また、業務執行部門の意思決定の有効性・実効性を確認するとともにリスクを評価し、業務執行の中長期的な業績や潜在的リスクを評価して報酬や人事に適切に反映しています。
- ・現在、取締役会は、社外取締役を含む12名で構成しており、社外監査役を含む監査役4名も出席しています。

### 4. 監査役会

- ・監査役会は、法令・定款等に基づき、取締役の意思決定の過程や業務執行の状況の監査を行っています。
- ・監査役と社外取締役は、社内の重要な会議に出席して業務執行部門から独立した観点より助言や意見を述べるほか業務執行部門、内部監査部門や関連会社の監査役などと意見交換しています。

### 5. 取締役会の諮問機関

- ・当社は、取締役等の選任とその基準並びに役員報酬決定方針や水準等の妥当性、透明性を確保するために社外役員が中心となる指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しています。
- ・指名諮問委員会は、取締役候補者の指名並びに執行役員の選任等について客観的な立場から候補者の妥当性について取締役会に答申しています。
- ・報酬諮問委員会は、役員報酬制度について決定方針や水準の妥当性などを客観的な立場から取締役会に答申しています。

### 6. 社外役員

- ・当社は、社外役員として実質的な独立性を担保するため、独自の独立性基準を定め、高い独立性のほか、豊富な経験、高度な専門性、高い見識等を考慮して選任しています。
- ・当社は、社外役員から株主の視点を踏まえて、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、取締役会の議案に限らず経営方針や経営全般に亘る幅広い事項について、多様な視点から助言や意見を受けています。

### 7. 役員報酬等

- ・当社は、役員報酬を決定する場合、客観性、透明性の高い制度を目指して、社外役員が中心となる報酬諮問委員会に諮って、取締役会で決定しています。
- ・役員報酬は、基本報酬と業績達成度に連動する役員賞与で構成され、報酬額の水準は同規模の他の企業と比較して業績に見合った水準を設定しています。役員退職慰労金制度は廃止しています。

### 8. 株主と建設的な対話に関する方針

- ・当社は、株主の実質的な平等性を確保し、株主が円滑な議決権行使ができるなど株主の権利を適切に行使できるようその権利が確保される環境の整備に努めるとともに投資判断に重要な影響を与える当社（子会社等を含む。）の業務・運営・業績に関する情報を適時・適切に開示します。
- ・当社は、株主との対話を促進するために取締役を統括責任者とするIR担当部署を設置し、その部署が関連部署と連携し、株主総会や決算発表等の株主との建設的な対話に向けて株主に正確で偏りのない情報を提供します。
- ・当社は、機関投資家など株主からの個別取材に応じ、企業価値向上に向けた長期的な視点で、経営戦略や業績、事業の状況、株主還元等について対話を行います。
- ・当社は、「内部情報等の管理に関する規程」を定め、株主との対話において、情報開示を公平に行い、特定の者に選別的な情報の開示は行わず、情報の一元管理を行ってインサイダー情報の管理を徹底します。

以上